



平成25年2月22日

各 位

会 社 名 東光株式会社
代表者名 代表取締役社長 川津原 茂
(コード番号 6801 東証第1部)
問合せ先 執行役員 田口 康則
(TEL 049-285-2511)

大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の継続について

当社は、平成22年6月29日開催の第69期定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものと除きますが、市場取引、公開買付けその他具体的な買付方法の如何を問い合わせません。以下、このような買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）への対応方針（買収防衛策）を導入しました。その後、平成23年3月30日開催の第70期定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、内容を一部変更しております。

本方針の有効期限は、平成24年12月期の定時株主総会終結の時までとされていますが、本日開催の取締役会において、取締役5名全員の賛成により、平成25年3月28日開催予定の第72期定時株主総会において株主の皆様によるご承認が得られることを条件に、本方針を同一の内容にて継続することを決定しましたので、お知らせ致します。

なお、現時点において、大規模買付行為に関する提案はなく（注4）、大規模買付行為にかかる具体的な脅威が生じているという認識はございません。

注1：特定株主グループとは、(i)当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）ならびに(ii)当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、競売買の方法によるか否かを問わず取引所金融商品市場において行われるものと含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2：議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、(i)特定株主グループが当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者およびその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。）または(ii)特定株主グループが当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の大規模買付者およびその特別関係者である場合の当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。議決権割合の算出に当たっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、当社有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等または同法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

注4：なお、平成25年2月13日開示の「株式会社村田製作所および東光株式会社の資本業務提携の強化に関する合意書締結のお知らせ」によりお知らせしましたとおり、株式会社村田製作所は、当社との資本業務提携の強化を目的として、当社株式の公開買付けを実施することを予定しておりますが、同公開買付けに関しては、平成25年2月13日開催の当社の取締役会においてこれに同意し、同公開買付けが本方針に規定する大規模買付行為には該当しないこととする旨を決議しております。

1. 本方針の目的

当社は、公開会社として大規模買付行為を受け入れるかどうかの判断は、最終的には、株主の皆様に委ねられるべきものであると考えております。しかしながら大規模買付行為が行われようとする場合に、株主の皆様が大規模買付行為を受け入れるかどうかの判断を適切に行うためには、当社取締役会により、株主の皆様に当該大規模買付行為にかかる十分な情報が提供される必要があると考えます。従いまして、当社取締役会としては、株主の皆様の判断の資料とするために、大規模買付行為に関する情報が大規模買付者から提供された後、これを評価検討し、取締役会としての意見をとりまとめて開示します。また、必要に応じて、大規模買付者と交渉し、もしくは、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

当社における株主の皆様への利益還元は、当社とお客様との深い信頼関係に基づいたビジネスが根底となっております。お客様の視点に立った、高度な設計開発力とグローバルな生産・販売体制により最適なソリューションをお客様に提供し続け、市場の多種多様なニーズに素早く的確に対応することが、東光ブランドの浸透につながっているものと考えます。

今後とも、企業価値の最大化を目指し、全てのステークホルダーから信頼を得られるよう、全力で取り組んで参ります。

当社は、このように中長期的な視点から企業価値や株主共同の利益の最大化を追求しており、そのためには、濫用的な買収等を未然に防ぎ、中長期的な観点からの安定的な経営を行うことが必要であると考えております。このような当社の事業特性に対する理解なくしては当社の企業価値を把握することは困難であり、また、株主の皆様が大規模買付者による大規模買付行為を評価するに当たっても、大規模買付者から提供される情報だけではなく、当社取締役会の大規模買付行為に対する評価・意見等が提供される必要があると考えます。

当社取締役会は、このような考え方により、大規模買付行為に関するルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、大規模買付者に対して大規模買付ルールの遵守を求め、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社株主共同の利益および当社の企業価値を守るために、当社取締役会として一定の措置を講じる方針です。

なお、当社の平成24年12月末時点の大株主上位10名は下表のとおりです。

株主名	所有株数(株)	持株比率(%)
株式会社村田製作所	10,582,000	9.91
株式会社埼玉りそな銀行	4,119,839	3.86
第一生命保険株式会社	3,576,867	3.35
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,248,000	3.04
株式会社みずほコーポレート銀行	2,748,085	2.57
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,715,000	2.54
アルプス電気株式会社	1,674,000	1.57
TDK株式会社	1,473,000	1.38
株式会社みずほ銀行	1,371,839	1.28
双葉電子工業株式会社	1,094,000	1.02

注) 当社は、自己株式1,357,165株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。

また、持株比率は自己株式を控除して計算し、小数点以下第3位を四捨五入して表示しております。

2. 大規模買付ルールの内容

大規模買付ルールとは、大規模買付者があらかじめ当社取締役会に対して必要かつ十分な情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）を提供し、それに基づき当社取締役会が当該大規模買付行為について評価検討を行うための期間を設け、かかる期間が経過した後に初めて大規模買付行為を開始するというものです。

具体的には、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社宛に、大規模買付ルールに従う旨の「意向表明書」をご提出いただくこととします。意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、提案する大規模買付行為の概要等を明示していただきます。当社は、この意向表明書の受領後5営業日以内に、大規模買付者から当初提供していただくべき大規模買付情報のリストを大規模買付者に交付します。なお、当初提供していただいた情報だけでは大規模買付情報として不足していると考えられる場合には、十分な大規模買付情報が揃うまでは追加的に情報を提供していただくことがあります。大規模買付情報の項目の一部は以下のとおりです。また、大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された大規模買付情報は、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

- ① 大規模買付者およびそのグループの概要（グループ外の協力者がある場合は当該協力者の概要）
- ② 大規模買付行為の目的、方法および内容
- ③ 買付対価の算定根拠および買付資金の裏付け
- ④ 大規模買付行為完了後に意図する当社および当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策および資産活用策等
- ⑤ 大規模買付行為完了後に意図する当社および当社グループの企業価値を向上させるための施策および当該施策が当社および当社グループの企業価値を向上させることの根拠
- ⑥ 当社および当社グループの従業員、取引先、顧客、地域社会その他の利害関係者と当社および当社グループとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無およびその内容

次に、当社取締役会は、大規模買付行為の評価検討の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し大規模買付情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社株券等の全ての買付の場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として与えられるべきものと考えます。従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。取締役会評価期間中、当社取締役会は、後述する特別委員会の勧告を受けながら、提供された大規模買付情報を十分に評価検討し、当社取締役会としての意見を慎重に取りまとめ、開示します。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

3. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

（1）大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社株主共同の利益および当社企業価値を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および当社定款が取締役会の権限として認める

措置をとり、大規模買付行為に対抗することができます。具体的な対抗措置については、その時点で当社取締役会が最も相当と認められるものを選択することとなります。当社取締役会が具体的対抗措置として、新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は別紙1に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当てを行う場合には、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件（大規模買付者を含む特定株主グループに属する者ならびにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が認めた者等（以下、「非適格者」といいます。）は当該新株予約権を行使できないものとする等）および当社が非適格者以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項を設けることがあります。

（2）大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買収提案に対する反対意見の表明、代替案の提示、当社株主の皆様への説得等を行う可能性はあるものの、原則として当該大規模買付行為に対する上記の対抗措置はとりません。大規模買付者の買収提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買収提案の内容およびそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただることになります。ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、当社株主共同の利益または当社企業価値を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は当社株主共同の利益または当社企業価値を守るために適切と判断した措置を講じることができます。具体的には、下記のいずれかに該当すると認められる場合には、大規模買付行為が当社株主共同の利益および当社企業価値を著しく損なうと認められる場合に該当するものと考えます。

- ① 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を吊り上げて高値で株式を当社関係者に引き取らせる目的であると判断される場合
- ② 当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的であると判断される場合
- ③ 当社の経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的があると判断される場合
- ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等高額資産等を売却処分させ、その処分利益をもって一時的な高額配当をさせるあるいは一時的高額配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けを目的としていると判断される場合
- ⑤ 大規模買付者の提案する当社株式の買付条件（買取対価の金額、種類、内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性を含むがこれらに限らない。）が、当社の企業価値に照らして著しく不十分または不適切なものであると合理的な根拠をもって判断される場合
- ⑥ 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、強圧的二段階買収（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）など当社株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあると判断される場合
- ⑦ 大規模買付者による支配権取得により、当社の株主、従業員、取引先その他の利害関係者の利益を含む当社株主の共同の利益または当社企業価値を著しく害するおそれが予想されたり、当社株主の共同の利益または当社企業価値の維持および向上を妨げるおそれ

があると合理的な根拠をもって判断される場合

- ⑧ 大規模買付者が支配権を獲得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者が支配権を獲得しない場合の当社の企業価値と比べて明らかに劣後すると判断される場合

(3) 対抗措置発動の中止について

上記（1）または（2）において、当社取締役会において具体的対抗措置を発動することを決定した後、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合など、対抗措置をとることが適切でないと当社取締役会が判断した場合には、特別委員会の勧告を受けたうえで、対抗措置の発動の中止または変更を行うことがあります。具体的には、例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合、権利の割当てを受けるべき株主が確定した後に、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行うなど対抗措置をとることが適切でないと当社取締役会が判断した場合には、特別委員会の勧告を受けたうえで、当該新株予約権の効力発生日の前日までの間は新株予約権の無償割当てを中止し、または新株予約権の無償割当ての効力発生後においては、行使期間開始日の前日までの間は、当社が無償で新株予約権を取得して対抗措置の発動を停止することができるものとします。

4. 対抗措置の公正さを担保するための手続

大規模買付ルールが遵守されているか否か、大規模買付ルールが遵守された場合でも大規模買付行為が当社株主共同の利益または当社企業価値を著しく損なうものであることを理由として対抗措置を講じるか否かについて、当社取締役会の判断の合理性、公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置いたします。特別委員会の委員は3名以上とし、社外取締役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者等の中から選任されるものとします。現時点において予定している特別委員会委員は別紙2のとおりです。

当社取締役会が対抗措置を講じる場合には、その判断の公正さを担保するために以下の手続を経ることとします。

まず、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は、この諮問に基づいて、当社取締役会に対し対抗措置の発動の是非について勧告を行います。特別委員会は、大規模買付ルールが遵守されているか否か、大規模買付ルールが遵守されている場合は大規模買付者から提供された大規模買付情報の内容について、十分検討した上で対抗措置の発動の是非について勧告を行うものとします。なお、特別委員会の判断が、当社株主共同の利益および当社企業価値に資するようになされることを確保するために、特別委員会は、当社の費用で、外部専門家等の助言を得ることができるものとします。当社取締役会は、対抗措置を講じるか否かの判断に際して、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

当社取締役会が対抗措置を発動するに際しては、当社監査役全員の賛成を得た上で、当社取締役全員一致により決定することとします。

5. 株主および投資家に与える影響等

(1) 対抗措置発動時に株主および投資家に与える影響

当社取締役会は、当社株主共同の利益および当社企業価値を守ることを目的として、上記の対抗措置をとることがありますが、その場合に大規模買付者以外の株主の皆様が法的権利また

は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的な対抗措置をとることを決定した場合には、法令および証券取引所規則等に従って、適時適切な開示を行います。ただし、大規模買付ルールに違反した大規模買付者については、対抗措置が講じられた場合には、結果的に、法的権利または経済的側面において不利益が生じる可能性があります。大規模買付者が大規模買付ルールに違反することがないよう予め注意を喚起いたします。

なお、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行うことを決定した場合で、特別委員会の勧告を受けて、当社取締役会の決定により当社が当該新株予約権の無償割当ての中止または発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、当社株式の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主および投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

(2) 対抗措置発動に伴って株主の皆様に必要となる手続

対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の無償割当てを行う場合には、株主の皆様におかれでは新株予約権の行使に際し所定の期間内に一定の金額の払込みを行っていただく必要があります。また、別途当社取締役会が決定し公告する期日までに株式の振替手続を完了していただく必要があります。ただし、当社が新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付することができる旨の取得条項を定めた場合、新株予約権を有する株主の皆様は金銭を払込むことなく当社株式を取得することになります。この場合、かかる株主の皆様には、ご自身が非適格者でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面をご提出いただく場合があります。

これらの手続の詳細につきましては、実際にこれらの手続が必要となった際に、法令および証券取引所規則等に基づいて別途お知らせします。

6. その他

本方針の有効期間は、平成25年3月28日開催の第72期定時株主総会の終結の時から、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

なお、本方針の有効期間の満了前であっても、株主総会において本方針を廃止する旨の決議が行われた場合または当社取締役会により本方針を廃止する旨の決議が行われた場合は、その時点での本方針は廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、関係法令の改正、今後の司法判断の動向および証券取引所その他の公的機関の対応等を踏まえ、当社株主共同の利益および当社企業価値の向上の観点から、株主の皆様に不利益を与えない範囲内で本方針を見直す場合があります。

本方針の廃止、変更等については、速やかに株主の皆様にお知らせいたします。

以上

新株予約権無償割当ての概要

1. 新株予約権無償割当ての対象となる株主およびその割当方法

当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社取締役会において決定する。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の割当総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から発行済株式の総数（当社の保有する自己株式を除く。）を減じた株式数を上限とする。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1円以上で当社取締役会が定める額とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当てがその効力を生ずる日、行使期間、行使条件（非適格者は、当該新株予約権を行使できないものとする等）、その他必要な事項については、当社取締役会にて別途定めるものとする。

7. 取得条項

非適格者以外の新株予約権についてのみ、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株式数の当社普通株式の交付をすることを条件に新株予約権を取得する内容の取得条項を付すことがあるものとする。

以上

特別委員会の構成員の略歴

前田 久明（昭和15年7月24日生）

昭和56年 4月 東京大学教授
平成13年 4月 日本大学教授
平成13年 5月 東京大学名誉教授（現）
平成14年 1月 米国電気学会フェロー（現）
平成14年 4月 米国機械学会フェロー（現）
平成15年 6月 当社社外取締役
平成17年 4月 文教大学理事（現）
平成20年 6月 当社相談役（現）
平成22年 4月 日本大学客員教授（現）

丸山 栄作（昭和28年7月9日生）

平成 9年 4月 第一生命保険相互会社大阪業務推進部長
平成11年 4月 同社業務部長
平成13年 7月 同社取締役業務部長
平成14年 4月 同社取締役東日本営業本部長
平成16年 4月 同社常務取締役東日本営業本部長
平成16年 7月 同社常務執行役員東日本営業本部長
平成17年 4月 同社常務執行役員
平成20年 6月 当社社外監査役（現）
平成21年 6月 日本物産株式会社代表取締役社長（現）

鳥飼 重和（昭和22年3月12日生）

平成 2年 4月 弁護士登録（第二東京弁護士会）
平成 6年 4月 鳥飼総合法律事務所代表（現）
平成19年12月 日本内部統制研究学会常務理事
平成22年 9月 日本内部統制研究学会会長（現）

以上